

「主は、カインに出会う者が誰も彼を撃つことのないように、カインに印をつけられた」（創世記 4・15）

刑事司法と被害者遺族

目次

はじめに 「曖昧な喪失」……………	2
高橋シズエさんの話 「分からないまま」遺族の思い ……	2
磯谷富美子さんの話 刑事司法への疑問……………	3
中谷加代子さんの話 加害の背景に寄り添うまでの歩み……………	5
中谷加代子さんとの往復書簡から……………	8
悲しみとともに歩むことの意味 対立を超えて……………	10

（プロフィール）

入江 杏

1957年東京生まれ。「ミシュカの森」主宰。2000年末、世田谷一家殺人事件により、隣地に住む妹一家四人を失う。犯罪被害の悲しみ・苦しみと向き合い、葛藤の中で「生き直し」をした体験から、「悲しみを生きる力に」をテーマとして、行政・学校・企業などで講演・勉強会を開催。「ミシュカの森」の活動を核に、悲しみの発信から再生を模索する人たちのネットワークづくりに努める。著書に「悲しみを生きる力に～被害者遺族からあなたへ」（岩波書店）、絵本「ずっとつながってるよ～こぐまのミシュカのおはなし」（くもん出版）、他多数。上智大学グリーンケア研究所非常勤講師、世田谷区グリーンサポート検討委員。

【はじめに 「曖昧な喪失」】

私は、2000年12月末、一家四人が殺害された「世田谷事件」という未解決事件の遺族だ。突然、幼い二人の子どもたちを含む妹一家四人を失った私。妹一家とは家族同然に隣地で暮らしていた。事件は十七年たった今も未解決。「曖昧な喪失」がもたらす複雑な悲嘆の苦しみを負わなければならなかった。「曖昧な喪失」とは、ベトナム戦争の経験から生まれた概念で、身体的喪失と心理的喪失の二つに大別される。

さよならを交わすことができなかった別れ。妹一家の亡骸は損傷がひどいということで、この目で見ることがなかった。亡骸を現場で目の当たりにしたのは、第一発見者となってしまった母だけ。亡骸はあっという間に解剖され、検死の結果も人づてに聞いた。紙切れ一枚だけの報告。動機も犯人もわからない。「どうして?」、「なぜ?」、と答えのない問いを胸に抱えたまま、生き残りとなってしまった。問えば問うほど、答えのないことが苦しく辛い。宙ぶらりんな状態が続き、その状態がいつ終わるのか、果てが見えない。

犯人さえ見つければ、事件さえ解決すれば。「刑事裁判」の俎上に乗ることさえ出来たなら。未解決事件という答えのない問いが解消され、「曖昧な喪失」から少しは解放されるだろう。ずっとそう考えてきた。

刑事司法の場に臨んでいない私が、「刑事司法と被害者遺族」というタイトルで寄稿する資格があるかを問いつつ、要請に応じたのは、日頃の活動と響きあうかもしれない、と感じたからだ。私は、「グリーフ（深い悲しみ、悲嘆、苦悩を示す言葉）」をテーマに、「ミシュカの森」という中間支援のネットワークを作り、「グリーフケア」の学びや、「グリーフサポート」の実践活動をする人たちをつなぐ活動を行っている。活動を通じ、様々な御遺族と知己を得た。この寄稿では、その中から三人の御遺族の「刑事司法」への取り組みや思いを御紹介する中で、私自身の思いも照射していきたい。

【高橋シズエさんの話 「分からないまま」遺族の思い】

オウム真理教による地下鉄サリン事件で御主人を亡くした高橋さんとは、犯罪被害者報道の研究会で御一緒させていただいて以来、直接お話しする御縁をいただいている。初めてお目にかかった時のシズエさんの印象は、今に至るまで変わらない。ざっくばらんで温かな人柄、柔軟に考えることのできる方だと感じた。「裁判のために、勉強しなくちゃならないのよ。」とおっしゃった時の、厳しい表情が忘れられない。

異例の長さとなったオウム真理教による一連の事件の刑事裁判の公判は、延べ五百回近くに上る。そのすべてを傍聴したというシズエさんの御苦労は、いかばかりか。にもかかわらず、「なぜ犯罪に至ったのか」、そして、「被害者のことをどう考えているのか」という被告人の本心は、裁判の中では聞くことはできなかった。「わからないまま」に終わったという。「曖昧な喪失」状態は変わらないのだ。

高橋さんの運命を変えたこの未曾有の事件をきっかけに、日本の刑事司法は大きく変わったといえる。今世紀初頭に行われた司法制度改革を、素人なりに俯瞰すれば、裁判員制度や被疑者国選弁護人制度の導入、検察審査会への起訴強制権限付与、さらに、被害者参加制度に加え、少年法における不定期刑の上限の引き上げ、私自身も深く関わることになった、殺人罪などの公訴時効の撤廃という変化がある。2016年には、法制審議会の答申を受けて、取調べの録音・録画(いわゆる可視化)の法制化や、取調べに代わる新たな捜査・立証手法の導入が決まった。

この大変革に寄与したのは、裁判に通い続けた高橋さんをはじめとする、被害者遺族のたゆまぬ努力だと思う。自ら、こうした変化の波を作り出した高橋さんは、法廷で被告人に質問して本心を知ろうとした。にもかかわらず、裁判の中では、高橋さんが望んだような、踏み込んだやりとりはなされなかった。「被告人の気持ちが省かれていたので、多くの被告人の本心は、うかがえないままだった。」と言う。「被告人の言葉は、被害者遺族に、というより裁判官に向かっての言葉としか受け取れなかったし、死の重みを感じられた、という言葉も聞かれなかった。」と言う。その言葉は、刑事司法に臨みさえすれば、と願う未解決事件遺族の私には、意外でもあったし、虚しくも響いた。

2016年9月7日（水）以降は、死刑囚として面会が厳しく制限されている元信者たちに、会って話を聞く

こともできない状態になってしまった。現状を受け、地下鉄サリン事件の遺族とともに、法務省に対して死刑囚の面会や死刑執行への立ち会いを求めていく、という決意を集会で述べる高橋さん。初めて会った時と同じように、厳しい表情で「死刑が確定した今だから、裁判とは別に、本当に伝えたいことがあるんじゃないか？」と問いかける。

死刑判決が確定した元教祖らの刑執行にどう向き合うべきか。高橋さんは、被害者の会の代表世話人として、自らインタビューし、被害者や遺族の思いを記録した。その映像を見る機会を得た。被害者や遺族の思いはそれぞれ。御遺族の方々に問いかける、柔軟な語り口の高橋さんのインタビュー姿勢が印象に残った。「高橋さんが聞き手」という信頼感もあるのだろう。絶対に死刑にしてほしい、すぐに処刑してほしい、という意見がある一方、終身刑や無期懲役刑にして罪に向き合ってほしい、という意見の御遺族もいた。皆、自分の考えを率直に口にしているように思う。

「生きる意味」を求めていたはずの若者たちが、カルト性の高い組織に関わった結果、犯罪に手を染め、テロリズムに走って他者にも被害を及ぼす。現在進行中のIS（イスラミック・ステート）の若者との相似性はないだろうか？そのためにも、オウム的事件を、変な価値観を持った、変な連中がしでかした、とんでもない事件というだけに終わらせていいものだろうか？なぜ、こうしたことが起こったのか？通常では考えられない重大事件に関わってしまった死刑囚たちから、教訓を学ぶ機会が欲しい。「教訓」というと軽い響きがあるかもしれないが、後世に伝えるという使命のためにも、死刑囚をただ、世間から隔絶、遮断するだけでいいのだろうか？死刑囚たちを「活用する」と言えば、「被害者遺族の感情回復はどうなるのか？」と憤慨する向きもあるだろう。ただ、被害者や遺族の感情回復のために「はじめに死刑ありき」としてしまえば、こうした論議さえ封じ込めてしまうのでは、と感じる。感情回復のための「死刑」と言われる。「感情回復」を「グリーンケア」と言い換えてもいい。「グリーンケア」といえば、感情の慰撫、寄り添いといったイメージが浮かぶが、被害者や遺族のスピリチュアルペインの源が、「なぜ、こうしたことを起こしてしまったのか？」という真実を知りたいことであるなら、その気持ちに寄り添うことが被害感情の回復なのではないか？「回復」といっても、この「回復」は苦しみの「解消」ではない。グリーンケアが「ケア」であり「キュア（治療）」と呼ばれない所以は、苦しみ、悲しみは解消しないから、だ。ケアとは「日常的な関わり」のことだ。日常的、継続的に行われるべき被害者や遺族への支援が、これを、今より更に充実させることに目が向けられず、死刑により支援の必要性が「解消」したとして疎かにされるなら、結果的に被害者の回復を妨げることになってはいないか？という疑問が残るのは、私だけだろうか？

【磯谷富美子さんの話 刑事司法への疑問】

「名古屋闇サイト殺人事件」の被害者の御遺族、磯谷富美子さんとは、凶悪事件事故の遺族の会「宙の会」で御一緒している。当初の「未解決事件」という括りから、既に犯人が逮捕された事件や、犯人が判明してはいるけれど逃走している、といった事件の遺族も加わった「宙の会」は、時効撤廃の活動を通して、凶悪事件の被害遺族たちが手を携えた会といえる。2009年、柳田邦男氏が宙の会で基調講演をしたときのタイトルは、「悲しみの連帯、いのちの再生」。時効撤廃に向けて動き出した遺族の絆への力強いエールだった。被害状況やその背景が違いすぎるために、なかなか手を携えることができなかった遺族たちが「悲しみの連帯」により声をあげた。時効撤廃に向けての署名活動に、世論の後押しの力強さを実感する中、2010年4月の刑事訴訟法改正で、殺人や強盗殺人など、人を死亡させて死刑になり得る罪の時効が撤廃された。背景には、DNA型鑑定をはじめとする科学捜査技術の向上もあるが、進行しつつある司法制度改革の大きな流れの中での、必然だったといえるだろう。

この「宙の会」の活動を通し、知己を得た磯谷富美子さん。その痛ましい事件は、2007年8月に起きた。インターネットの闇サイトでの犯行を誘う書き込みがきっかけで集まった男三人が、当時31歳だった磯谷さんのお嬢さん、利恵さんを路上で拉致した末、無残に殺害した、というもの。磯谷さんの、「主人を急性

骨髄性白血病で亡くした後、当時1歳9カ月だった娘を生きがいに、事件までの三十年間を生きてきました。一人の被害者といえども、私にとってはたった一人の大切な家族でした。」という語りに、どれほど涙したろうか。

手塩にかけた娘さんの面影を彷彿とさせる磯谷さんに初めてお目にかかった時、まず、凜として口にされたのが「司法の世界への怒り」だ。犯人に対する憎しみが一番だろうと思っていた私には、意外な言葉だった。裁判員裁判がまだ始まっていなかったので、職業裁判官によって裁かれたケースである。不条理さへの揺るぎない怒りに、文字通り貫かれていた磯谷さんの言葉をここに引く。

「これまでに私が受けたもっとも大きな二次被害は、実は、司法の世界にありました。

裁判官の『被害者が一人である本件では、死刑選択がやむを得ないといえるほど、悪質な要素があったとはいえない』や、弁護士の『被害者一人で死刑になった事件に比べると、この事件はそれほど酷い事件ではない』等、司法の世界では極々当たり前の文言に、どれほど私の心は傷つけられたことでしょうか。

また、裁判官の『殺害の態様が残虐性を増したのは、被告人らが想像しているよりも被害者が簡単に絶命しなかった為、殺害手段を次々に変えた結果であり…』との言葉は、残虐になったのは、娘がさっさと死ななかつたせいだと言われている気がしました。彼等にとって、残酷であろうとなかろうと、目的達成の為には、どんな方法でも良かったのです。」

裁判の経緯を述べれば、三人の極刑を望む遺族に対し、一審は、一人を自首減刑による無期懲役、さらに二審は、二人を無期懲役。この結果を受けて、磯谷さんは、三人全員の死刑を求めて、署名活動を始める。長引く裁判、公判の傍聴に強いられる苦しみ。一審の結果さえ、理不尽と思っていたのに、二審では、さらに二人までもが極刑を免れた。

「公判記録を読む作業が、とても辛い作業なのです。忘れないはずの殺害状況を、何度も何度も頭の中に刷り込む作業になってしまいます。…一度見た証拠写真の娘の姿は、事件後初めて会った娘の姿同様に、一生忘れることはできません。」

それでも磯谷さんは、娘の味わった恐怖や痛み、苦しさを、少しでも共有してあげたいとの思いから、裁判に向かった。署名活動も大変なエネルギーを強えられるものだった。

「当然の刑を下してもらう為に、一番辛い立場の人が、一番辛い時期に、このような活動をしなければならぬという、今の司法に対する疑問や憤りでした。弁護士という職業柄、時には被告人の弁護を、また、今回のように被害者側のサポートをされるかと思うと、複雑な心境になることも事実です。」

講演で語る磯谷さんの御姿に、初めて会った時に磯谷さんから聞いた言葉を思い出す。

「私の心にあるの、娘の無念を晴らせなかった悔しさと、司法に対する不信感だけ。」

この事件はその後、意外な展開を見せる。二審判決で、死刑から無期懲役に減刑された犯人の一人が、別の強盗殺人事件の容疑者であることが判明したのだ。殺害したのは「一人」ではなかったのだ。二審の裁判官や犯罪心理鑑定士の、犯罪傾向性が進んでいない、犯罪への親和性が低い、更生の可能性が高い、とした判断が誤りだったことが明らかとなった、といえる。

「死刑から無期懲役に減刑した二審判決は、三人が、初めて会ってわずか数日で強盗殺人等の犯行を計画、実行しているので、犯罪傾向性が進んでいないとし、更生の可能性を選択しました。普通の感覚は逆なので

はないでしょうか。」という磯谷さんの問いかけは、時効撤廃を後押しした世論に共通する思いだろう。司法制度改革を望む声も、「普通感覚」と、磯谷さんが訴えた市民感覚を法の世界にも取り入れたい、という思いが発端だ。

かつてなかったほどのダイナミクスを伴う司法制度改革は、専門家によって独占されていた刑事司法の議論の場に、多様なアクターの声を取り入れようとした。「普通感覚」に後押しされて導入された「裁判員制度」、その運用過程で、「厳罰化」が進んだ、とされる。宙の会など、遺族会の意向も、「厳罰化」の進行に一定の寄与があった。宙の会設立時の趣旨は、「遺族の思いは年月を経ても決して薄れることはない。時効制度を廃止し、人を殺害したら厳刑に至る条理を確立していただきたい。」というものだ。

裁判員裁判以前の日本の刑事裁判の法廷を、磯谷さんの言葉から想像してみる。法曹の言葉は難しい、というより、どこか血が通っていない。実際に裁判に臨んだ人に聞くと、それ以前に、実際の声小さすぎて傍聴人には届かない、ということも、ままあるという。聞き手の目を見て弁論する法曹も少ない、という。

裁判員制度の導入後、弁護士や検察官は、裁判員となった市民の目を見つめ、その主張をわかりやすく伝えようと努力しなければならなくなった、という。伝え方への工夫の必要に迫られている、という。ただ、裁判員裁判以外では、現在でも以前と変わらず、伝える努力が欠如しているとしか思えない裁判が、割合的にはまだ圧倒的に多い、という声も聞かれる。

裁判員制度の導入以降、市民感情が大きく厳罰化に傾いているのは、こうした法曹側のコミュニケーション能力の問題もあるだろう。何より、御遺族の理不尽さへの怒りの前に、裁判員となった市民は勿論、誰もがその怒りに共感する以外できない状態になってしまうからではないか？感情増幅を伴う、「ならぬことはならぬ」という強い思いの前に、頭を垂れて、判断停止状態になってしまう。

「事件は忘れたくても、大切な娘を失った悲しみは、時間の経過に関係なく、薄れる事も無くなることもありません。深い悲しみに形を変えるだけです。一日たりとも、涙を流さぬ日はありません。だからといって、泣いてばかりでも、憎しみに満ちた生活を送っている訳でもありません。表向きは、ここにいらっしゃる皆様と同じように過ごしています。でも、二度と幸せを感じる事はありません。」

磯谷さんの悲しみ、苦しみは消えることがない。

【中谷加代子さんの話 加害の背景に寄り添うまでの歩み】

最後に御紹介したいのは山口女子高専生殺害事件被害者遺族、中谷加代子さんだ。中谷さんは、2006年8月に、高専5年生だった長女の歩（あゆみ）さん（当時20歳）を、同級生の少年に首をしめられ、殺害されてしまった。警察で遺体を確認した後の帰り道、犯人へのわき起こった「真っ黒な憎しみ」。少年は、十日後、首を吊って自殺しているのが見つかる。

中谷さんの自作のスケッチブック。中谷さんはこのスケッチブックを携えて、更生教育やいのちの授業に臨んでいる。愛娘の死を知って、心に湧き上がる真っ黒な憎しみは、汚濁した泥水として描かれている。どういう思いで絵筆を握ったのだろうか？そして、少年の死を告げる一枚の絵。「よう、この絵は描けんかったの。」と、中谷さんは言う。真ん中の人影。実際の少年の亡骸を描いたものではない。自身の心象で捉えて描いたものだ。

中谷さんは、いつの頃からか、少年のことを考えるようになった。事件から一年を経た頃には、中谷さんの心に「壁を叩く人、苦しむ人」の姿として、加害者の少年の姿が浮かぶようになった、という。彼が、命について真剣に考えていたら、悩みを打ち明ける人がいたら…。

こうした背景を持つ中谷さんと、「被害者も加害者もつくりたくない」という思いを共有して、「人権の翼」

という活動を御一緒している。中谷さんと私をつないでくれたのは、いじめを受けた長女が自ら命を絶った、横浜市の小森美登里さん。小森さんは、1998年、高校1年生で一人娘の香澄（かすみ）さん（当時15歳）が部活の仲間にいじめられ、命を絶った。死を選ぶ四日前の香澄さんの言葉は、「優しい心が一番大切だよ。その心を持っていない（いじめている）あの子たちの方がかわいそうなんだ」。小森さんが、中谷さんを私に紹介してくれた時の言葉は、「やっと見つけた！ 私の思いを言葉にしてくれる人が…。」だった。

大切な家族を殺された喪失感や、加害者への怒りを共有しているはずの遺族。それなのに、中谷さんは「(加害者も) 幸せになっていい」、小森さんは加害者を「責める」ことなく、常に「寄り添う」、と言う。どうしてそんなことができるのか、なぜ、そんな道を選んだのか、と思う人も多いだろう。

実際に、私は、中谷さんが受刑者の人に語りかける言葉を聞く機会を得た。中谷さんの真摯な姿に感銘を受けた。「事件はなぜ起きたのか。環境や生い立ちがあなたを追い詰めたのかもしれない。」「苦しかったですね。」「皆、弱いんだから」。中谷さんが声をかけると、俯き、涙ぐむ受刑者もいた。更生を願わずにはいられなくなるのだ。

加害の背景に寄り添うことが大切。頭ではよく理解できる。でも、私は中谷さんと小森さんを知れば知るほどに、きっと彼女たちはバッシングされるに違いない、とそのことを心配した。はじめに、この三人で会を立ち上げた時の私の率直な気持ちは、バッシングされるなら孤立させてはいけな、と思ったから。みんなちがってみんないい。私自身はできないかもしれないけれど、加害者に寄り添うという遺族がいたっていいじゃないか。私のように、加害者に寄り添う、と言いつれない遺族と一緒に活動することで、非難の矛先を逸らすことができれば。

この寄稿にあたり、中谷さんが語った言葉を再度じっくり聞いた。2017年3月放送の、NHK「ラジオ深夜便～明日へのことば～ 責める！ではなく“寄り添う”～加害者のあなたに伝えたいこと～」。やさしく穏やかな語り口は、ラジオも実際もそのまま。中谷さんも、磯谷さんと同様に、「非の打ち所のない」遺族だ。毎朝五時起き。「みどりのおばさんをしちよるんよ。」と笑う。あれほどの苦しみを受けたはずなのに、周囲に気遣いを欠かさない。常に感謝を絶やさない。でも、その「やさしさ」は究極の苦しみを経て、窯変した輝きを放つものだ。

まず、「刑事司法」に対する思いを聞いたところ、丁寧なメールが返ってきた。

「娘を殺害した加害者は、犯行後に自殺したため、検察庁で被疑者死亡により不起訴となり刑事裁判はありませんでした。私の中の『刑事司法』は、自分の被害体験と被害者支援活動の中で見聞きした裁判や、他の被害者の状況から感じたことが中心になっています。」

裁判を体験していない御遺族という点では、私と同様だ。

中谷さんに、磯谷さんの「刑事司法」への疑問点も伝え、中谷さん自身に疑問はないか？と、ぶつけてみたところ、熟考して返事をくれた。

<私の疑問>

「刑事司法」については、裁判にあたり、被告が反省しているかどうかを情状酌量の材料にしているのは、正しい判断の妨げになるのではないかと。また、被告の更生にも逆効果になるのではないかと、考えています。

<形だけの反省>

特に、裁判の開始が、事件・事故の発生から数カ月しか経過していないことがありますが、その時期に

示す加害者の反省は本物でしょうか。「加害者が、被害者遺族に御詫びに何うと言いながら一度も来ない。」という話を聞くことがあります。それは、加害者の気持ちが変わったのではなく、初めに示した謝罪がニセモノだったからではないでしょうか。加害者の中には、出来心で罪を犯してしまい、犯行の直後から後悔の念を持つ人もいますが、それが真実なのか、真実でないのか、見分けることが誰にできるのでしょうか。

事件・事故を起こした直後、加害者は、被害者のことではなく、「自分はこれからどうなるのだろう。」と考えるのではないのでしょうか。少しでも刑を軽くしたいと考えるのは自然なことです。被害者に対する想いが醸成されていない段階で、性急に反省を求めても、その反省は書かされた反省文のようなもので、中身の無いものになるように思います。

<加害者が置かれる環境>

反省や謝罪は、本人の自主的な振り返りの中で自然に湧き出すもので、決して、強制してできるものではありません。加害者が心から反省するためには、自分の生い立ちや置かれた環境を振り返り、事件に至った状況に正面から向き合い、反省に至れるような環境の中で生活することが大切です。そのような環境の中で、自分が起こしてしまったことに対する後悔や葛藤から、自己否定に苦しむこともあるかもしれませんが、そこから再起することに意味があるのであり、その後の心からの謝罪であれば、被害者に届くのかもかもしれません。

<加害者の人生と「償い」>

奪ってしまった命を償うことは、自分の命を犠牲にしてもできません。償うことができるとしたら、それは、加害者がその後の人生をどう生きるのか、加害者の人生の中にこそ「償い」があると、私は思います。

罪を償いたいと思う加害者には、残りの人生を無駄に生きるのではなく、充実して生きてほしいと思います。そのためには、犯してしまった事実に正面から向き合い、深く掘り下げて考えることが必要でしょう。更生の過程では、自己嫌悪、自己否定のときもあるでしょう。しかし、それをずっとは続けたいではないのです。

受刑者から、「自分は幸せを感じてはいけなと思っていた。」と言われることがあります。でも、自分で幸せを感じることができない人は、決して他人の幸せを願うことはできません。自己肯定感を持ち、自分で幸せを感じ、自分の大切なものを愛し、初めて、他人の幸せを願うことができるのではないのでしょうか。

<更生するための反省>

私は、刑務所で受刑者にお話をするとき、(指導の段階がある程度進んだ人への問いかけですが、)最初に、「罪を償うことと幸せを感じることは、同じ方向でしょうか？反対の方向でしょうか？」という質問をします。自己肯定感を持ち、自分の人生を主体的に生きることが、本物の反省・心からの謝罪に繋がっていくことを期待して、その質問をしています。自分を責め、自己否定を続けていては、決して良い結果になりません。まずは、加害者自身が幸せを感じることで、他人の幸せを願うための一歩目になると思います。

どうか、受刑者が、刑期のうちに反省に至れるような矯正教育・矯正環境であってほしいと思います。それが再犯率を下げることに、きっと繋がると信じています。

<死刑制度>

死刑制度について、私は、「死刑は国家による合法的な殺人」だと考えています。罪を犯してしまった人に必要なのは、向き合い、反省、謝罪、更生、そして本来の自分を生きることであり、そのための時間です。「死刑」は、その贖罪の機会を奪ってしまうこととなります。

この書面にあらわれる中谷さんの決意の前に、中途半端な思いでいた私は、いささかたじろいだ。

「死刑のスポットライトが遺族たちに当たる時、彼らには、死刑廃止論者・死刑賛成論者、いずれからも嘲笑を受けるリスクがあります。遺族たちにとっては、まさに八方塞がりの状況なのです。」1996年、殺人事件で兄弟を奪われた遺族の言を受け、緩和と修復を専門とする米国ワシントンDCの弁護士、ミケル・プラナムはこう主張する。「言うまでもなく被害者たちは死刑についていかなる立場であろうが、共に活動するあらゆる人々から、慎重かつ敬意を持って公平に扱われるべきである。」

敢えて主張せざるを得ないほど、米国でさえ、抵抗があるのでは？いわゆる人権的な正論を通すことにより、仮にも、悼みのプロセスが台無しにされたなら？クリスチャンでもなく、信仰に救いを求めることもできない、多くの日本人にとって、受け容れられないのでは？彼我の違いはないか？優等生的な答えではなく、できるだけ本音を引き出したくて、普段のように「かよちゃん」と呼びかけて、問いかけた。

【中谷加代子さんとの往復書簡から】

入江杏から中谷さんへ。

「反省や謝罪は、本人の自主的な振り返りの中で自然に湧き出すもの、強制してできるものではない。反省を装うような示唆があってはならない。本当に共感して読みました。」

かよちゃんと同じ思いを、私は、磯谷富美子さんからも聞きました。同じ思いを共有しながら、一方で、厳罰・応報、死刑存置へと向かう御遺族がおいでなのに、なぜ、かよちゃんが、『自己肯定感を持ち、自分の人生を主体的に生きることが、本物の反省・心からの謝罪に繋がっていく。』と思いついていくのか？お聞かせください。」

中谷さんから入江杏へ。

「もし、私が加害者だったら、『どうしたら反省や謝罪に至れるか』。私なら、温かい言葉をかけてもらったとき、ゆるしてもらったとき、初めて、相手のことを考える余裕が生まれると思いました。反省する気があっても、強要されたり、責め続けられていたら、心は反省から遠のいて、ひいては自暴自棄になるかも。逆効果だと思う。」

私なら、反省できるような状態においてほしいし、教育も受けたいです。『自分が加害者なら』と考えられたら、きっと理解してもらえらると思うけど、相手を憎んでいるときは、『自分なら』と考えるのが難しいんじゃないかな。」

私はそれでも容易には腑に落ちず、畳み掛けるように問いを発している。

入江杏から中谷さんへ。

「歩ちゃんの事件の加害者が同級生で、まだ若いということが大きいのでは？本来なら、歩ちゃんにふられても、否定されても、自分の気持ちをぶつけるべきなのに、自己評価が低くて、自信がなかったのでしょうか？」

『自分と言うものを大切にしていない。』

先の事や将来の事はあまり考えようとしなない。

未来に向けて、今の自分を大切にするという姿勢に乏しい。

そもそも自己評価が低くて、自分というものに自信を持っていない。

いつも周りの目や外からの評価が気になって、見た目の表面を取り繕うばかりで、

自分の心を豊かに育んでいくということができない。

周りから嫌われないようにしよう、変に思われないようにしようと、周りの目を非常に気にしながら、当たり障りのない無難な行動・対応をすることにエネルギーを費やしがちで、自分自身の内面的な成長という部分がおろそかになっている。』

これは、刑務官が書いた文章です。少年鑑別所に来る少年たちの特徴だそうです。私のことか？と思いながら読みました。だから一層、かよちゃんの『自己肯定感を持ち、自分の人生を主体的に生きる。』という言葉に、身に染みて拝読しました。

一緒に活動する資格があるかどうかとも自信がない私。犯人が逮捕されたらどうなるか、わからないからです。亡夫もそうでしたが、息子も応報・厳罰派です。

かよちゃんの考えを理解できると、偉そうに言うつもりはありません。勿論、加害者の更生を願うのことも、再犯の防止のためとか、理念としては理解できます。再犯率の低下という点では、一定の説得力があります。でも、私は揺れています。それなのになぜ、一緒に活動をしようと思ったのか？

社会的な使命感とか、人権的な理念とか、というより、万が一、憎悪の渦に、このさき取り込まれたとしても、最終的に平安という道筋に向かわなければ、私自身が生きていけない。まず、そういう身勝手な理由もあります。

実は、『ゆるし』は加害者のためというより、『被害者』のためにある、と私は思うのです。

もし私が、更生教育の一端を担えるなら、加害者の中の被害性に呼びかけるしか、できない気がします。』

「被害者の自己満足ではないか？」とも聞こえる私の問いかけも含めて、中谷さんは丁寧に答えてくれた。いつも嘘がない。自分の体験に裏付けられた言葉が紡がれる。世間から差し出された「言葉」ではなく、常に、御自身の葛藤を経て御自身で獲得した言葉だ。

中谷さんから入江杏へ。

「私は残念な人間、だからこそ、杏ちゃん書いていた『少年鑑別所の少年の特徴』は、正に私です。元々の私は、スーパーでお釣りを間違えてもらったら、握って帰るような人間です。歩の事件を経て、紙一枚位は変わったかと思うけど、まだまだ煩惱の中で五里霧中。でも、そういう私だからこそ、加害者の心が想像できるのかもしれない。」

『加害者が同級生で若いということ』、同じ世代の似たような家族で、加害者側の家族のことは、比較的想像しやすかったと思います。…

加害者が自殺し、生きていないことも大きく影響していると思います。もし彼が、生きていて、良心の呵責もなく、開き直っていたら、私は、厳罰・死刑賛成だったかもしれません。実際、事件直後の私の心には、真っ黒な感情がありましたし、そういう気持ちを持つ被害者がいらっしゃることも、十分理解できます。』

私は、この言葉を受けてほっとした。そんな意図はない、と十分にわかってはいても、中谷さんの言葉に、誰しも大きな揺さぶりを受けるはずだし、被害者遺族なら「許しの強要」を感じてしまうだろうから。さらに中谷さんは言葉を続けた。

「歩は、私にとって『あこがれ』の存在でした。友達の中で、生き生きと生活していた歩。あんな学生生活なら、どんなに楽しいだろうと羨ましかったし、そんな娘に育ってくれたことが大きな誇りでもありました。その

歩なら、どうするか。

今でも、『こっちに向いて行って良いよね。』って、歩と喋ります。歩の答えに、迷いはありません。」
中谷さんの思いの根底にあるのは、「歩ならどうするか」だ。

中谷さんの言葉には、亡き歩さんへの「愛しみ」があふれている。出逢い直しの中で、歩さんが中谷さんに語りかけている。歩さんの「愛」が中谷さんを突き動かしているのだ。

【悲しみとともに歩むことの意味 対立を超えて】

悲しみは消えなくても、亡き人の想いに応えるためにできることはなんだろう？と問い続けたのは、私も同じだった。悲しみの意味を問うて、「生」の方向に語り直すことしかできなかった。悲しみを見つめての語り直しは、たやすいことではない。事件の第一発見者となってしまった亡母は、「公にできない悲しみ」を抱え、涙も出ない、夢でも会いたいの、夢にさえ可愛い孫たちが出てこない、と嘆いた。最晩年は失明してしまった母。悲しみの意味を見出すために「その人独自の物語」に辿り着こうにも、弱い立場の人が語りだすには、どれほどの逡巡を抱えるか。

母から沈黙の重さを教えられ、一層、弱さの発信がしやすい社会になればと願うようになった私だ。行政の仕事を通し、「グリーフサポート」の普及を応援しているのは、悲しみの発信がしやすい地域の場づくりが、公助・共助として地域に根付けば、という願いからだ。悲しみを「困り事」と言い換えてもいいかもしれない。様々な生活の困り事に対して、縦割りの対応でなく、「困り事＝グリーフ」を緯糸（よこいと）に、包括的に対応していく。誰かの困り事を親身に聞き、自分の弱さも発信しやくなれば、温もりある社会に少しでも近づくのではないか？

語り直しの過程で、加害・被害の受け止め方の「変容」まで経た御遺族、それが中谷さんであり、小森さんだ。憎しみのベクトルが、向かう先のない「曖昧な喪失」の中で右往左往している私だが、それでも、世間の「被害者遺族はこうあるべき」という「べき論」には違和感を抱いてきた。被害者遺族の中に、憎しみが生きる糧になっている人がいてもいいし、加害者やその家族に寄り添うという考えの人がいてもいい、というのが私の立ち位置だ。刑罰・司法に関して、「厳罰か、修復か」、死刑に関して、「存続か、廃止か」、という二項対立ではなく、柔軟で豊かな論議を望む。

私の問いかけに中谷さんはこう語る。

「初めて美祿社会復帰促進センター¹に行ったときは（2012.6.11）、お話しすることで精一杯でした。現在ほど加害者寄りの感情を持っていたわけではありません。実際に行ってみると、目の前の受刑者は、『どこにでもいそうな』、『普通の人』でした。…

矯正教育の末端に参加させてもらって、幸せに蓋をして、それでも生きなくてはならない人がいることを知って、やっぱり、この人たちにきちんと生きてほしいと思いました。

…私の願いは、犯罪の減少とか再犯防止とかもあるけど、正直に言うと、目の前の人を大切にしたいということ。…目の前の受刑者に、生き直してほしい。幸せを感じてほしい。100%加害者、100%被害者はいない。人間ってみんな弱いものだし、加害者・被害者と今の立場は違うけど、いつ反対になるかわからない。違わないところもいっぱいある、と思っています。」

「赦す」ということに関しての私の問いへの答えは…

¹ 山口県美祿市にある刑務所。PFI手法を活用して官民協働で運営されている。

「被害者から加害者に対する『赦し』は、こだわりを持っている被害者がそれを手放すことが出来れば、救われるのは『被害者』。また、同じことが加害者にも言えると思います。加害者が、事件を起こしてしまった自分を赦せるかどうか。これを赦すことができる最後の一人は、きっと加害者本人だと。被害者からの赦しは、加害者の力にはなるけれど、それが全てではないと思っています。」

こう結んだ中谷さんの言葉を、重く受け止める。

刑罰とは何だろう？法の下に生きる上で、刑罰とは、被害者やその家族を満足させるためのものでも、社会の怒りに配慮するためのものでもなく、犯罪者に罪を償わせ、更生と社会復帰を可能にするためのものであるはずだ、と考えるなければならない。死刑の執行は犯罪者から、「悔い改め、償い、更生」の機会を奪い、彼らの再生の歩みを不可能にする、と言える。同時に、冤罪の問題も考えなければならない。もし、無実の人に死刑を執行してしまえば、誤った判決を正す可能性は永遠に奪われてしまう。裁判官が誤った判決を下す可能性を否定できない以上、死刑制度を受け容れていいのか？という疑問が残る。

罪を犯したものの額に刻まれた「カインの印」（創世記4・15）。どんなに醜い罪を犯しても、人間に、最後まで生きる可能性を与えようとする神の差配なのか？死刑をもって一人の人間を決定的に裁くことは、人間の成熟への歩みを止めてしまうものかもしれない。さらに、裁く資格が誰にあるか？と究極まで問い詰めれば、司法制度そのものも揺らぎかねない。司法とは「利害調整をする場に過ぎない」とのシニカルな思いが、インタビューを通して湧きあがってきたこともあった。それでも、最後に私が到達したのは、殺人には殺人で、暴力には暴力で報いたなら、凶悪犯罪が引き起こした暴力の連鎖を断ちきることはできない、という想いだ。人間同士の許しあいは、犯罪の事実をうやむやにすることでも、正しい裁判を行わずに犯罪者を野放しにすることでもない。「ゆるし」とは一つの長い「あゆみ」だ。

奇しくも、中谷さんの慈しみの源となったお嬢さんの名前は、「歩（あゆみ）」さん。殺人により、関係が損なわれた人と人とのつながりを結び直すことで、傷ついた個人、家族のみならず、地域や社会も、混乱や対立から平和、調和へと向かう。現実には非常に難しいことと知りながらも、この希望を手放すべきではない。希望へと「歩む」こと、その「歩（あゆみ）」を止めてはならない。

たとえ、苦しみ・悲しみを経て、少しはましな人間に、この私に変容したとしても…私は亡き人たちに、ただただ、生きていてほしかった。でも、亡き人たちが二度と戻らないなら、一步でも、私は、「歩（あゆみ）」を進めたい、成熟への道を。